

平成30年度 第1回水防災協議会

平成30年6月29日
三重県志摩庁舎大会議室
事務局：志摩建設事務所

本日の予定

1. 座長（志摩建設事務所長）挨拶
2. 水防災協議会規約の改定について
3. 第1回幹事会（平成29年度の振り返り等）
4. 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」について
 - 1) 平成29年度取組実績の報告
 - 2) 平成30年度取組案の報告

※取組毎に、実績、予定を一括して報告いたします。
5. その他 情報提供等

協議会規約の改定について

背景

水防法が改正され、大規模氾濫に対する減災について協議する組織の設置が位置付けられた(水防法第15条の10)。



改正目的

当協議会を法的根拠のある組織として位置づけ、取組の有効性、実現性を高める。

※水防法第15条の10「大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。」

協議会規約改定案

改定前

(名称)

第1条 本会の名称は、志摩圏域県管理河川水防災協議会(以下「協議会」という。)とする。

改定後

(名称)

第1条 本会は、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)第15条の10に基づき組織することとし、名称を志摩圏域県管理河川水防災協議会(以下「協議会」という。)とする。

協議会構成（幹事の変更）

別表-2 志摩圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿

	所属	役職名
(幹事)		
鳥羽市	総務課防災危機管理室	副参事
	建設課	課長
志摩市	総務部地域防災室	室長兼危機管理監
	建設部建設整備課	調整監兼建設整備課長
三重県	南勢志摩地域活性化局	副局長兼地域活性化 防災室長
	志摩建設事務所	副所長兼保全室長
気象庁	津地方气象台	防災管理官 水害対策気象官
(オブザーバー)		
国土交通省	中部地方整備局地域河川課	課長補佐

平成30年度第1回幹事会

(平成30年5月16日開催)

第1回幹事会において、平成29年度実績確認のほか、平成30年度の取組について協議を行いました。

主な意見

- * 外水位の影響で内水氾濫が発生している。感潮区間の水位把握が必要
- * 異常気象時における冠水・浸水被害の伝達について、市民からの問い合わせ対応で多忙な時間帯では、円滑に意思疎通が図れていない場合がある。

1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
1	<p>【洪水時における河川管理者からの情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供します。 ・県から水位周知河川の情報等を市長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。 	加茂川	H29	三重県 鳥羽市
2	<p>【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。 	加茂川 磯部川	H30 ※磯部川については、試行を目指す。	三重県 鳥羽市 志摩市
3	<p>【水害危険性の周知促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害危険性の確認(危機管理型水位計・量水標の検討・設置、浸水状況等の確認等) ・水位周知の検討 	磯部川など、水位周知河川未指定となっている河川	H33 ※浸水状況等の確認は、毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
4	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況等を確認します。 	市町村地域防災計画に位置付けられた施設	H30から継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市

1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組

5	<p>【住民防災意識の向上と防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等) 	管内の住民団体等及び学校	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
6	<p>【危機管理型水位計や量水標の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。 	磯部川など、水位周知河川未指定となっている河川	H33	三重県
7	<p>【防災気象情報の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 	管内全域	継続して実施	津地方气象台

2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行うための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
8	<p>【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 	全管理河川	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
9	<p>【水防訓練の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
10	<p>【水門・排水施設の運用点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施します。 	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
11	<p>【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。 	県立志摩病院 2市の管理施設	H33	三重県 鳥羽市 志摩市

3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理等に関する取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
12	【危機管理型ハード対策】 ・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じ実施します。	河川整備計画策定河川	H30から実施	三重県
13	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】 ・(堆積土砂撤去)河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 ・(河川改修)計画的な河川改修を実施します。	・全管理河川 ・河川整備計画策定河川	毎年、継続して実施	・三重県、鳥羽市、志摩市 ・三重県

取組1 平成29年度実績と平成30年度計画案

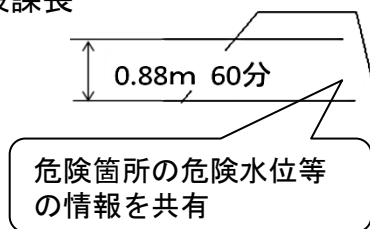
番号	取組	H29実績	H30計画
1	<p>【洪水時における河川管理者からの情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供します。 ・県から水位周知河川の情報等を市長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。 	<p>水位周知河川(加茂川)をかかえる鳥羽市と志摩建設事務所間でホットラインを構築</p>	<p>(鳥羽市・県) 水防法警報伝達体制の確認 ホットラインの確認 (志摩市・県) 伝達体制の確認及び情報共有訓練の実施 磯部川水位周知について検討</p>

ホットラインの構築（取組1）

水位周知河川である加茂川について、氾濫危険水位到達情報等を所長から市長に直接お伝えします。

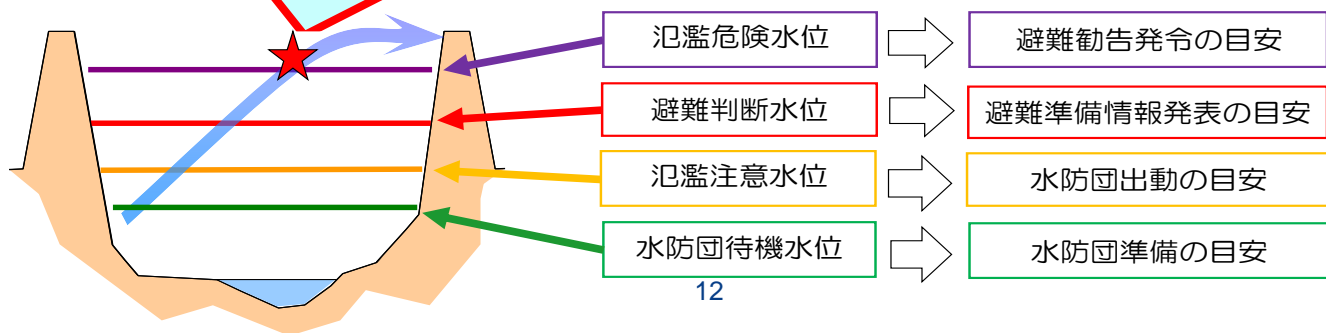
- 発信者
 ①所長
 ②副所長
 ③事業推進室長
- 受信者
 ①市長
 ②副市長
 ③建設課長

水位周知河川の例



《水防法上の名称》	【一般名称】	
危険箇所危険水位 4.12		
《特別警戒水位》 3.24	【氾濫危険水位】	避難勧告発令の目安となる水位
2.80	【避難判断水位】	避難準備情報発令の目安となる水位
《警戒水位》 2.80	【氾濫注意水位】	
《通報水位》 2.30	【水防団待機水位】	

氾濫危険水位到達時に水位情報を伝達



伝達演習、訓練等（取組1、9）

（鳥羽市・志摩建設事務所）

二級河川加茂川水防警報伝達演習を実施

平成30年4月24日

伝達内容 加茂川水防警報 準備・出動・解除

（志摩市・志摩建設事務所）

二級河川前川水防情報共有訓練を実施

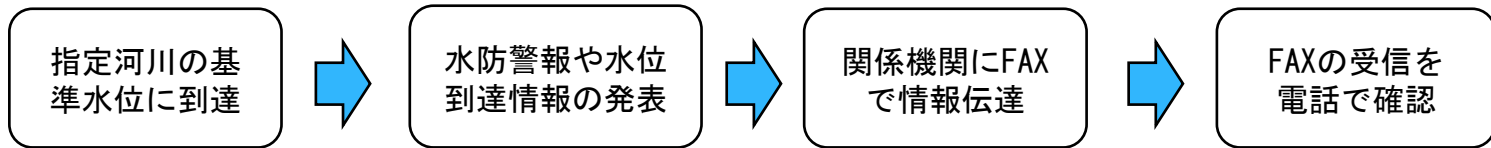
平成30年4月24日

訓練内容 水位等の情報を電話連絡により共有

伝達演習内容(取組1, 9)

迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、模擬文を使用し実際と同じ伝達系統で、洪水対時の水位情報を関係機関に伝達する。

○演習の流れ



演習様式(サンプル)

水防警報者に改して下さい。 員弁川 水位情報・水防警報・氾濫危険水位情報 FAX伝達表

伝達経路

1. 実施者は、下記「伝達系統図」の伝達経路で行われる(要)順に受発信し、受発信者を記入する。
2. 記入欄、下記「伝達系統図」に基づき、水防警報者等に伝達内容を送付する。伝達先へFAXする。
3. 伝送(AKI)後、「伝達系統図」の伝達経路で行われる(要)順にFAX受発信し、送付先、宛先を記入する。
4. 記入後、伝達(FAX)先に受発信(電話)を行い、受発信を確認し、伝達先(FAX)機関部下にある(要)順に受発信者を記入する。

員弁川(水位情報・水防警報・氾濫危険水位情報)伝達系統図

水防本部(県庁本庁舎)	水防本部(県庁本庁舎)	水防本部(県庁本庁舎)	水防本部(県庁本庁舎)
TEL: 0994-324-3843 FAX: 0994-324-3848	TEL: 0994-324-3843 FAX: 0994-324-3848	TEL: 0994-324-3843 FAX: 0994-324-3848	TEL: 0994-324-3843 FAX: 0994-324-3848
水防課	水防課	水防課	水防課

※ 本伝達表が、送達に行われなかった場合、水防管理課長(5号)による水防班長が適切に行われず、連絡が不十分となる恐れがあります。

二級河川 員弁川 水位情報

項目	内容
水位	員弁川 水位情報
水防警報	員弁川 水防警報
氾濫危険水位	員弁川 氾濫危険水位

員弁川 水位情報

年月 20 月 日 時刻 時 分

伝達先

伝達先	伝達方法	伝達内容
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 水位情報
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 水防警報
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 氾濫危険水位

伝達結果

伝達先	伝達方法	伝達内容	伝達結果
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 水位情報	伝達完了
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 水防警報	伝達完了
水防本部(県庁本庁舎)	FAX	員弁川 氾濫危険水位	伝達完了



イメージ：洪水対応演習

取組2 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
2	<p>【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】</p> <p>・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。</p>	<p>(鳥羽市・県)</p> <p>鳥羽市風水害時のタイムライン案の確認</p>	<p>(鳥羽市・志摩市・県)</p> <p>タイムラインについて検討</p>

鳥羽市風水害時のタイムライン案(取組2)

【資料9】風水害時のタイムラインの一例

行動計画	時期 (目安)	注意報・ 警報等	実施内容
台風・気象情報等の情報収集	台風上陸3日前		台風の進路や防風・大雨等の情報を収集、整理・分析
台風の防災対応に関する 災害対策連絡会離 (台風情報、各課の役割確認)	台風上陸 1～2日前	注意報	○開催準備担当：総務課防災危機管理室 ・台風等の最新の状況 ・各課の災害対応事務・所掌の確認 特に市民の避難に関して、留意すべきことを事前に協議しておく。 (主要な準備事項) 1 妙慶川の排水ポンプ設置 2 消防本部に土のう準備 3 樋門の閉鎖準備 4 地区指定員へ情報提供
災対本部開設	台風上陸1日前	警報	○各部の参集・活動状況 ○気象情報 ○被害情報 ○滞宅困難者対応準備等 ○地区指定員への情報提供 ・避難準備・高齢者等避難開始等の見積 ・避難所開設情報等 ※状況により第3配備への移行準備
被害情報	台風上陸		○各部の活動状況 ○被害情報 ○被害に対する応急対策 ○冠水・洪水等の状況により TEC-FORCE (国交省緊急災害対策派遣隊) への情報提供、支援要請 ※状況により第3配備への移行準備
	台風通過	注意報	○被害状況により、自衛隊等への災害派遣要請 ・第3配備
復旧		なし ¹⁶	○被害状況により、激甚災害、災害救助法、被災者の生活再建支援等の対応

タイムラインの検討(取組2)

気象、水象情報に応じた建設事務所、市町、地元住民がとるべき行動を、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、時系列に一覧表で整理する。
地方版三重県タイムライン検討にあわせて検討を進める。

いつ

何を

誰が

タイムライン レベル	対応事項		行動項目	防災支援									
	行動内容	行動細目		指揮・調整/意思決定/情報									
				岐阜地方 気象台	河川事務 所	多治見市長	企画防災課	多治見市 教育総務課	多治見市 子ども支援課	岐阜県 防災課			
II	多治見市 台風対応 TimeLine Level 2 「準備」												
	移行基準:【台風】多治見市が引き続き台風の予報円内にあるかつ「岐阜県内」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合												
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメーリングリスト)												
	7 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】												
		7-1		気象情報および台風情報の収集	○			◎	○	○			
		7-2	気象状況・情報の把握	市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達				◎	○	○			
		7-3		意思決定のための災害対策本部への情報提供				◎					
	8 防災対応計画の策定と共有【意思決定】												
		8-1	防災体制に関する意思決定	タイムラインレベル引き上げ(TL2:準備)の意思決定	○	◎		◎					○
		8-2		意思決定・判断資料の作成	○	○		◎					○
		8-3		市長へのレク				◎					
		8-4	災害対策本部設置に関する意思決定	災害対策本部の設置				◎					
		8-5		本部員の参集				◎					
	8-6		本部設置の周知				◎						
	8-7	学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	教育委員会及び子ども支援課による学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	○	○		○	◎	◎	○		○	
	8-8	市管理施設の営業判断(指示)	市管理施設の営業休止の判断・意思決定	○	○		○			○		○	
	8-9	(状況に応じて)リエソンの派遣要請					◎						

○気象台からの台風情報等の収集・伝達

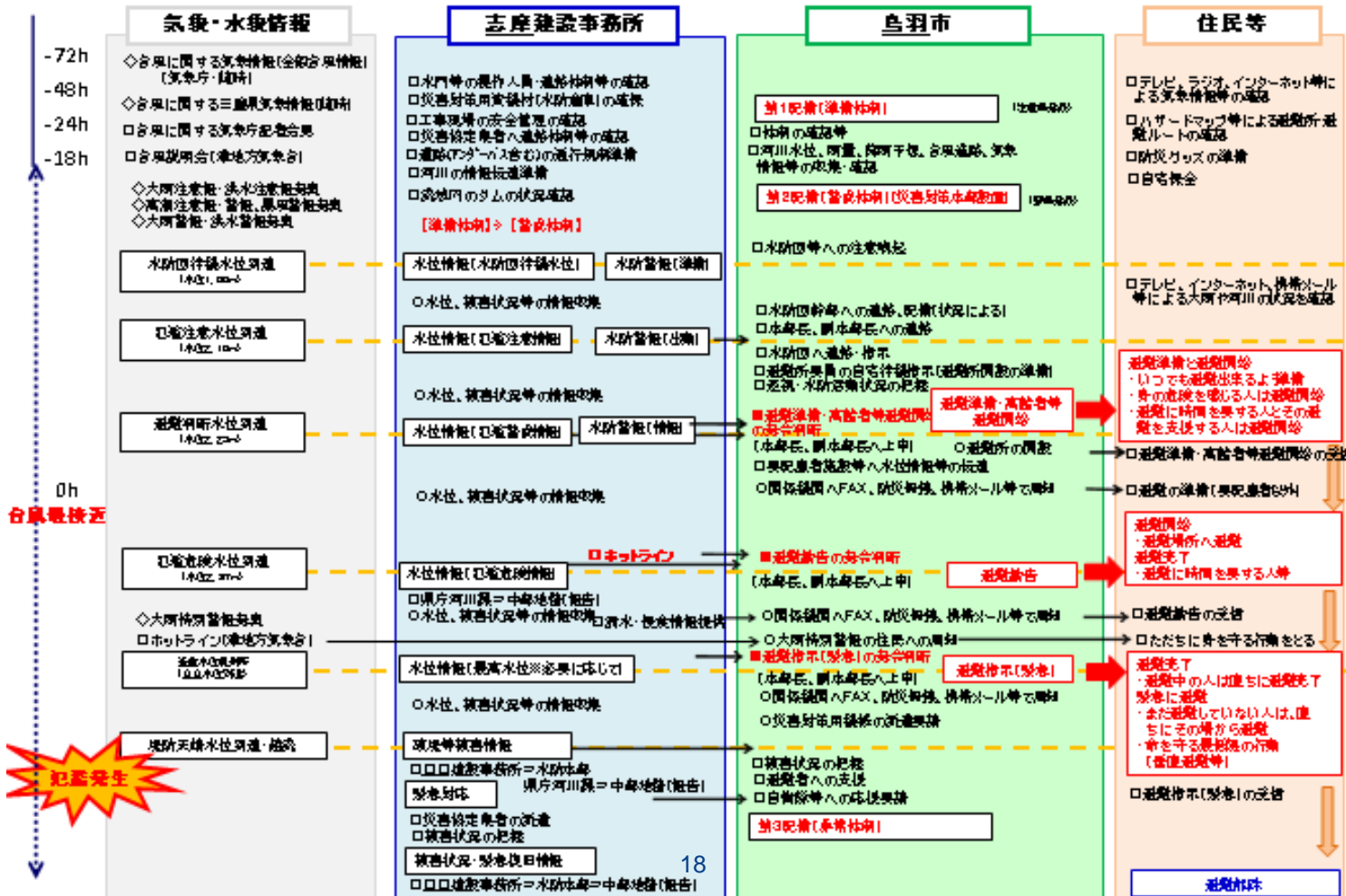
○台風情報等を受けた各機関の行動

◎ → 行動の実施者
○ → 行動の支援者

水位観測所毎のタイムライン(取組2)

当面、加茂川(水位周知河川)の岩倉水位観測所について個別タイムラインを作成する。

【鳥羽市】加茂川 岩倉水位観測所にかかる水害対応タイムライン(案)



※ 1 水位観測に伴う情報は気象庁からの最新情報に基づき提供するため、遅延しないものとします。また、0hは台風の通過、河川の水位がピークとなる時刻を指し、上下に変動するものとして想定している。
 ※ 2 国土交通省からの情報もあるが、留意している。

取組3 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
3	【水害危険性の周知促進】 ・水害危険性の確認(危機管理型水位計・量水標の検討・設置、浸水状況等の確認等) ・水位周知の検討		(鳥羽市・志摩市・県) 危機管理型水位計の配置計画の検討

危機管理型水位計の配置検討(取組3)

合同で現地調査を実施し、
背後地の状況
設置可能箇所の有無
被災履歴
等を総合的に検討し、配置を検討します。



危機管理型水位計の配置検討(取組3)

合同で現地調査を実施し、
背後地の状況
設置可能箇所の有無
被災履歴
等を総合的に検討し、配置を検討します。

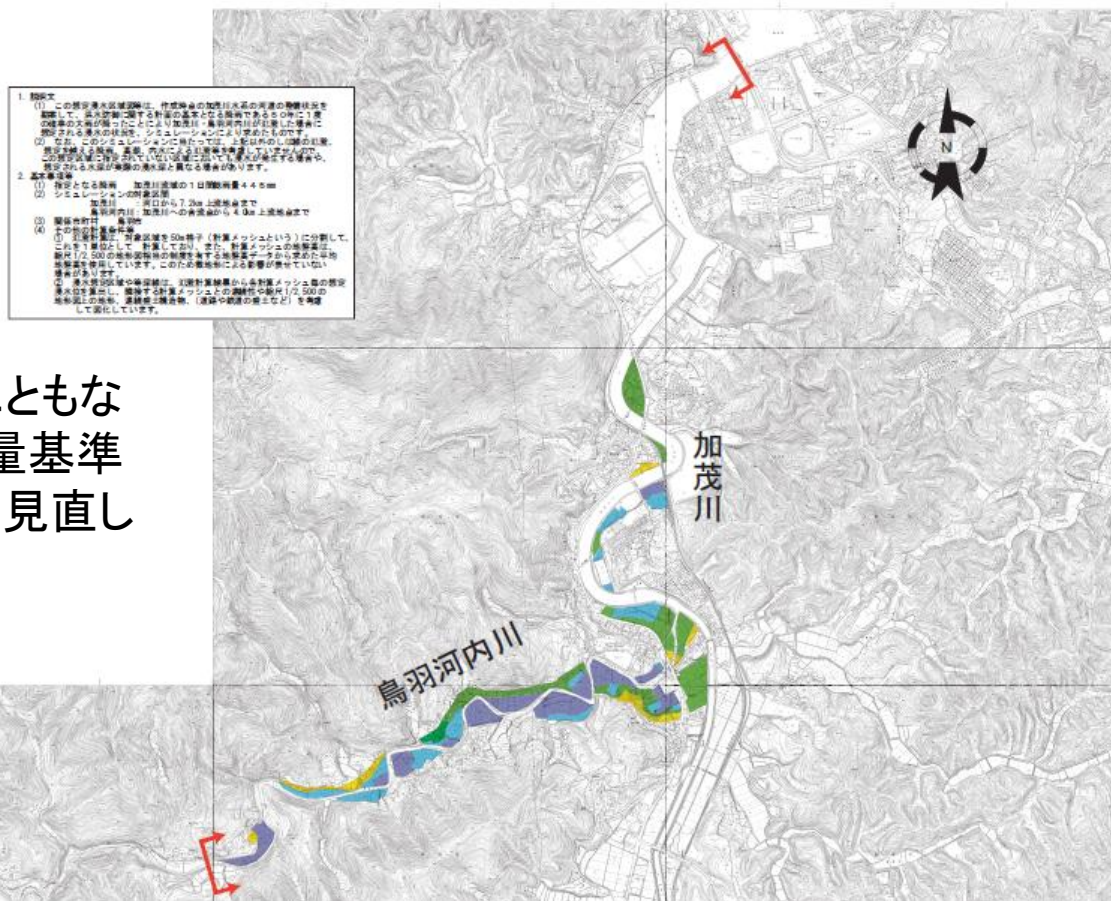


取組4 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
4	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況等を確認します。		<p>(県) 加茂川浸水想定の見直しを実施 (鳥羽市・志摩市・県) 対象施設の情報共有を実施。 ※洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設等無し(H30.6.29)</p>

加茂川浸水想定区域の見直し(取組4)

加茂川水系（加茂川・鳥羽河内川） 浸水想定区域図



水防法改正にとま
ない、新たな雨量基
準で浸水想定の見直
しを実施

要配慮者利用施設(取組4)

鳥羽市域
加茂川浸水想定区域内の施設
はありませんでした。

20 要配慮者施設一覧表

種別	施設名	住所	電話番号	備考	
幼稚園	かもめ幼稚園	517-0023 大明西町4番12号	0599-25-2924		
児童福祉施設	安楽島保育所	517-0021 鳥羽市安楽島町1459番地1	0599-25-4013		
	船津保育所	517-0045 鳥羽市船津町707番地7	0599-25-6998		
	桃取保育所	517-0003 鳥羽市桃取町21番地2	0599-37-3055		
	かがみうら保育所	517-0025 鳥羽市浦村町1348番地2	0599-32-5153		
	答志保育所	517-0002 鳥羽市答志町494番地	0599-37-2142		
	菅島保育所	517-0004 鳥羽市菅島町3番地1	0599-34-2037		
	あおぞら保育所	517-0012 鳥羽市池上町9番24号	0599-25-6213		
	相違保育所	517-0031 鳥羽市国崎町140番地	0599-33-6117		
	神島保育所	517-0001 鳥羽市神島町272番地1	0599-38-2284		
	茗荷ホーム 道芝ホーム	517-0011 鳥羽市鳥羽五丁目5-1	0599-25-2152		
	すろうらいふ海の子	517-0023 鳥羽市大明西町18-19	0599-26-3785		
	鳥羽市社会福祉協議会生活介護事業所ゆめばー	517-0045 鳥羽市船津町1393-15	0599-21-1655	日中のみ	
	ファーム海女乃島	517-0021 鳥羽市安楽島町1312-62	0599-26-5063	日中のみ	
	障がい者福祉施設	鳥羽市社会福祉協議会就労継続支援(B型)事業所「海の子」	517-0042 鳥羽市松尾町937-34	0599-26-6378	日中のみ
鳥羽たいむ作業所		517-0042 鳥羽市松尾町186-1	0599-25-7678	日中のみ	
有明の里		517-0032 鳥羽市相築町2120-67	0599-33-6619	日中のみ	
おおさか作業所		517-0011 鳥羽市鳥羽五丁目8-62	0599-25-2152	日中のみ	
あしたば作業所		517-0023 鳥羽市大明西町3-20	0599-25-0906	日中のみ	
医療法人重心会発達支援センターオール(QOL)		517-0023 鳥羽市大明西町3-20	0599-25-0906	日中のみ	
医療法人重心会放課後等デイサービス ぐろろす		517-0023 鳥羽市大明西町17-15	0599-25-0906	日中のみ	

志摩市域
洪水浸水想定区域設定がない
ため、対象施設無し。

社会福祉施設

名称	住所	警戒区域(箇所番号)
阿児ケアサービスセンター第二真珠荘	鵜方3503-20	小入口2(1)(1103567)
就労継続支援B型事業所 心roadこころど	鵜方991-2	長原-1(60003ⅢC-1)
ルーベンハイム志摩	鵜方477-24	奥ノ野(1)(B1160001)
志摩市社会福祉協議会障がい者支援施設 はばたき	神明2064-4	神明14(B1260056)
障がい者生活介護センター きらり	神明2065-3	神明14(B1260056)
デイサービス タンポポ	神明878-102	神明37(B2160083)
立神保育所	立神2059	立神25(B2260044)
志島保育所	志島831-11	広岡1(1103557)
安乗保育所	安乗629-1	穴良瀬東(1101852)
第二しまの杜保育園	神明1001-2	神明21(B1160070)
大王放課後児童クラブ	波切365	北石干谷(1101875)
志摩ガーデン	船越440-44	船越5(1103614)
デイサービスセンター 四季の風	片田1174-4	大野(1101899)
デイサービスセンター なのはな・有料老人ホーム なのはな	越賀158-1	越賀13(B1259021)
グループホーム なのはな	越賀158-4	越賀13(B1259021)
ピッコロふぁーむ	御座764	御座11(1103618)

取組5 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
5	<p>【住民防災意識の向上と防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等)	(県) 防災ノート配布を実施	(県) みえ出前トークの実施 防災ノート配布

学校における防災教育（取組5）

小中学生の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施する。



毎年、小学1、4年生及び中学1年生に防災ノートを配布

「学校防災みえ」により、各種ハザードマップ、全国の災害情報、防災に関するクイズ等を提供



HP「学校防災みえ」

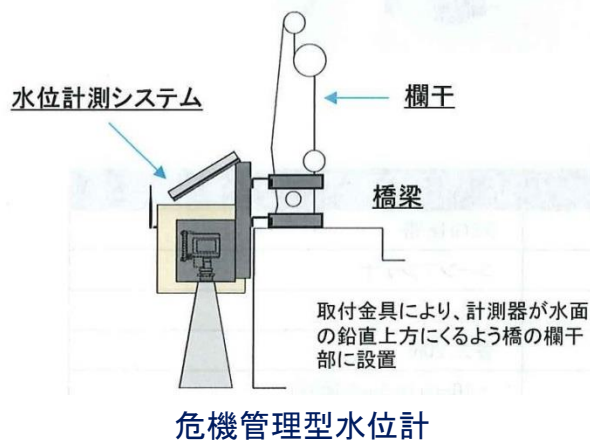
取組6 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
6	<p>【危機管理型水位計や量水標の設置】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。		<p>(県)</p> <p>配置計画に基づき整備を進める。</p> <p>予定数2基</p>

危機管理型水位計・量水標の整備（取組6）

水位計が設置されていない箇所で安価に設置できる危機管理型水位計や量水標の設置、水位を示すペイントを実施する。

設置例



量水標



ペイント

これらの図面はイメージです²⁸

取組7 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
7	<p>【防災気象情報の改善】</p> <p>・大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。</p>	<p>(気象台)</p> <p>メッシュ情報等の提供を7月から実施</p> <p>最新の水害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施</p> <p>基準値を変更する該当市町に説明</p>	<p>(気象台)</p> <p>出水期前に基準値の変更を行う</p> <p>最新の水害資料による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施</p>

危険度分布、今後の雨(降水短時間予報)(取組7)



取組8～11 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
8	<p>【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 	<p>(県)</p> <p>外部委託による重要水防区域内の施設点検の実施</p>	<p>(鳥羽市、志摩市、県)</p> <p>重要水防区域指定箇所を中心に合同点検を実施。</p> <p>(県)</p> <p>外部委託による重要水防区域指定内の施設点検の実施</p>
9	<p>【水防訓練の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 	<p>(鳥羽市・県)</p> <p>洪水対応演習の実施</p>	<p>(鳥羽市、志摩市、県)</p> <p>洪水対応演習や情報共有訓練の実施(再掲:取組1)</p>
10	<p>【水門・排水施設の運用点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施します。 	<p>(県)</p> <p>外部委託による重要水防区域内の施設点検の実施</p>	<p>(鳥羽市、志摩市、県)</p> <p>重要施設を中心に点検を実施。</p> <p>(県)</p> <p>外部委託による施設点検の実施</p>
11	<p>【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。 		<p>(鳥羽市、志摩市、県)</p> <p>浸水想定区域内施設の有無を確認</p> <p>※現在無し</p>

重要水防区域内施設点検の実施（取組8、10）

鳥羽市域合同点検

平成30年7月2日に実施予定

堀通川→紙漉川→加茂川下流右岸→加茂川下流左岸→落口川→
5樋門→鳥羽河内川
→加茂川上流→白木川

志摩市域合同点検

平成30年6月21日に実施

AM 湯夫川→南張川→桧山路川
→迫子川→後沖川→前川
※(鶉方水門、塩谷樋門、南張樋門、湯夫樋門含む)

PM 東海川→日出川→池田川→
大谷川→地蔵川→磯部川→前川
→藤谷川→山田川→野川

- ・重要水防区域内施設の確認
- ・重要水門施設の確認

併せて、危機管理型水位計の配置予定箇所⁶²の現地調査を実施します。

重要水防箇所での点検・見直し等（取組8, 10）

- ・ 対象全河川の重要水防区域を年1回点検実施
- ・ 必要資機材の確認の実施

★点検項目と緊急度ランク

河川の堤防・護岸の状況	漏水
	沈下、破損及び隙間
	基礎や根固め等の洗掘
	堤脚水路等の閉塞
	横断暗渠等開口部の異常
	斜路・階段等の破損
	標識等の状況
	ごみ等の放置
河道の状況	河道内の異常堆積
	床止・堰等の破損
	その他（介類のへい死及び油類の流出・ゴミ等）
水門・樋門・樋管・陸閘・角落・防潮扉・水位計等の状況	戸当たり部の障害物
	取付護岸との隙間及び沈下
	ゲート付近の異常堆積・洗掘
	水位計付近の異常
	その他（設の外観上の破損、損傷、落書き等の汚損）
ランクA	直ちに対応が必要 （すぐに対処しなければ重大な被害につながる恐れがある）
ランクB	早急に対応が必要 （修繕が必要であるが修繕実施までは危険表示等の応急措置）
ランクC	緊急度が低い場合 （モニタリングによる経過観察で対応を考慮することができる）

点検結果に基づく維持修繕の事例

緊急度C 事前

堤防クラック

緊急度C 事後



護岸ブロック沈下



緊急度B 事前



緊急度B 事後

取組12, 13 平成29年度実績と平成30年度計画案

番号	取組	H29実績	H30計画
12	<p>【危機管理型ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じ実施します。 		<p>(県)</p> <p>通常維持管理の中で対応する。</p>
13	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(堆積土砂撤去)河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 ・(河川改修)計画的な河川改修を実施します。 	<p>(県)</p> <p>紙漣川、野川など河川堆積土砂撤去を実施した。</p>	<p>(県)</p> <p>河川堆積土砂の掘削等を継続して実施する。</p>

決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫事例(取組12)

通常の維持管理において、決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に、必要に応じて堤防の天端舗装や堤防裏法面保護等を実施する。



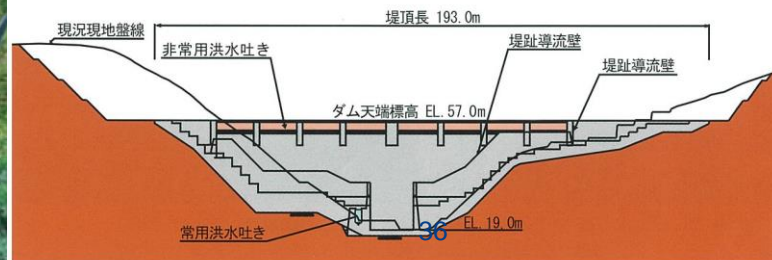
洪水氾濫を未然に防ぐ対策（取組13）

- ・ 河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策を実施する。
- ・ 堆積土砂撤去については、「箇所選定の仕組み」に基づいて毎年掘削箇所の優先度を関係市町と協議しながら実施する。

前川河川改修
(水門耐震工事)



鳥羽河内治水ダム
建設事業



堆積土砂撤去の事例

施工前



施工後



今後のスケジュール

【幹事会活動予定】

- * タイムラインの検討
- * 危機管理型水位計の配置計画の確定
- * 適宜、幹事会を開催し、取組事項の検討及び検討状況等の情報共有を行います。
- * 出水状況の振り返り

【協議会活動予定(平成31年度出水期前)】

- * 平成30年度の実績報告
- * 平成31年度の取組計画案の協議